

27 別表1 測定方法

区分	項目	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	測定方法
一般項目	水温	-	-	日本工業規格K0102(以下「規格」)7.1に定める方法
	水温	-	-	規格7.2に定める方法
	外観	-	-	規格8に定める方法
	臭気	-	-	規格10に定める方法
	透明度	-	-	規格9に定める方法
	透視度	-	-	海洋観測指針による方法
	pH	-	6.0~8.5	規格12.1に定める方法
	DO	0.5	2.0~7.5	規格32に定める方法
	BOD	0.5	1.0~10	規格21に定める方法
	COD	0.5	1.0~8.0	規格17に定める方法
	SS	1	1~100	昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」)付表8に掲げる方法
	大腸菌群数	-	50~5000	告示別表2.1(1)備考4に掲げる方法
	油分	0.5	検出値	告示付表9に掲げる方法又は規格24.4に定める方法
	全窒素	0.05	0.1~1.0	規格45.2、45.3又は45.4に定める方法
健康項目	全リン	0.001	0.01	規格55に定める方法
		0.1	検出値	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
	鉛	0.002	0.01	規格54に定める方法
	六価クロム	0.02	0.05	規格65.2に定める方法
	砒素	0.005	0.01	規格61.2又は61.3に定める方法
	総水銀	0.0005	0.0005	告示付表1に掲げる方法
	アルキル水銀	0.0005	検出値	告示付表2に掲げる方法
	PCB	0.0005	検出値	告示付表3に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	0.02	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.0002	0.002	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.02	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	同上
	トリクロロエチレン	0.002	0.03	同上
	テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	同上
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.0006	0.006	告示付表4に掲げる方法
	シマジン	0.0003	0.003	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	0.02	同上
	ベンゼン	0.001	0.01	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.002	0.01	規格67.2又は67.3に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	10	規格43に定める方法
	ふっ素	0.1	0.8	規格34.1に定める方法又は通知付表6に掲げる方法
	ほう素	0.02	1	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は通知付表5に掲げる方法

注：硝酸性窒素の濃度は硝酸イオンの濃度に換算計数0.2259を、また、亜硝酸性窒素の濃度は亜硝酸イオンの濃度に換算計数0.3045を、それぞれ乗じて求める。

なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに0.01 mg/Lとする。

区 分	項 目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (mg/L)	測 定 方 法
特 殊 項 目 等	フエノール類	0.01	-	規格 28.1 に定める方法又は自動分析(4-アミノアンチピリン法)
	銅	0.01	-	規格 52.2 若しくは 52.4 に定める方法
	亜鉛	0.01	-	規格 53.2 若しくは 53.3 に定める方法
	鉄 (溶 解 性)	0.1	-	日本工業規格 M0202 の 3.1.4 の(2)及び規格 57.2 に定める方法又は規格 57.3 に定める方法
	マンガン(溶解性)	0.05	-	日本工業規格 M0202 の 3.1.4 の(2)及び規格 56.2 に定める方法又は規格 56.4 に定める方法
	クロム	0.02	-	規格 65.1 に定める方法
	塩素イオン	0.5	-	規格 35.1 及び 35.2 に定める方法又は自動分析(チオソルホン酸法)
	クロロフィル a	0.1(µg/L)	-	アセトン抽出、三色比色法
	硫化水素	0.1	-	メチレンブルーによる吸光光度法及びよう素滴定法
	アンモニウム態窒素	0.01	-	規格 42 に定める方法又は自動分析(インドフェノール法)
	植物プランクトン	-	-	静置濃縮法により同定、計数
	動物プランクトン	-	-	プランクトンネット濃縮法により同定、計数
	水生昆虫等	-	-	目視により同定。科、属、種毎の固体数から計数
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.006	0.06	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成 5 年環水規第 121 号（以下通知））付表 1 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	0.06	同上
	p-ジクロロベンゼン	0.03	0.3	同上
	イソキサチオン	0.0008	0.008	通知付表 2 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
	ダイアジノン	0.0005	0.005	同上
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	同上
	イソプロチオラン	0.004	0.04	同上
	オキシシン銅	0.004	0.04	通知付表 3 に掲げる方法
	クロロタロニル	0.004	0.05	通知付表 2 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	0.008	同上
	EPN	0.0006	0.006	同上
	ジクロルボス	0.001	0.008	同上
	フェノブカルブ	0.002	0.03	同上
	イプロベンホス	0.0008	0.008	同上
	クロルニトロフェン	0.0001	-	同上
	トルエン	0.06	0.6	通知付表 1 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法
	キシレン	0.04	0.4	同上
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	0.06	通知付表 4 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
	ニッケル	0.005	-	規格 59.3 に定める方法又は通知付表 5 若しくは付表 7 に掲げる方法
	モリブデン	0.01	0.07	規格 68.2 に定める方法又は通知付表 5 若しくは付表 7 に掲げる方法
	アンチモン	0.001	-	規格 62.2 に定める方法又は通知付表 8 に掲げる方法

28 別表 2 公共用水域水質測定結果表

[illegible]

[illegible]